

Title	相互理解についての一考察
Sub Title	An Essay on Mutual Understandings
Author	霜野, 壽亮(Simono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.1 (2004. 1) ,p.23- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川合隆男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040128-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040128-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 相互理解についての一考察

霜 野 壽 亮

- 一 はじめに
- 二 相互理解の論理
- 三 相互理解の現実
- 四 相互理解の限界
- 五 結び—錯覚再考

## 一 はじめに

社会<sup>(1)</sup>、ないしは社会を構成する相互作用<sup>(2)</sup>は、自我と自我が互いに他我たる相手との間で行う相互理解<sup>(3)</sup>を契機にして成立すると社会学理論の多くは説明する。確かに、相互理解の及ぼす作用は否定され得ぬものの、自我と他我がどれほど相手を理解し合えるかについては議論が残されており、様々な見解の交わされていることも周知の事実である。また、我々の日常的な相互作用ないし相互理解を支えている間主観的世界、もしくは社会それ自体の成り立ちを、事実の小石を積みあげ説明せんとしても常に崩れ落ちることは、多くの先学により確認されてき

ている。<sup>(5)</sup> 今日の理論社会学が指し示す状況を見ても、社会と社会に内在する間主観性の端緒に関わる理論のほとんどは、超越論的説明か自己言及論的説明を採用している。現象学的社会学に代表される超越論的説明は、「あるものもとより存在する」という論理循環の回避に絶望し、間主観的世界の先在を素直に認める諦観の立場でしかなく、自己準拠論に代表される自己言及的説明は、説明の所与的条件として先の論理循環を逆に措定することで、その説明を貫徹させようという戦略に終始している。このように眺めると、社会に関する理論的説明の前提から、先験的存在としての間主観性を排除するのは困難と思われるが、その先在に積極的に与するか消極的に関わるかの選択は理論構築に際し許されており、また前提に基づく理論的説明をする限り選択せねばならぬ視点<sup>(6)</sup>でもある。

本稿では、相互理解に的を絞り、その論理的不能性を形式的に解明する。それは、相互作用に潜む上述の魔物<sup>(7)</sup>を再確認し、そのうえで、相互作用過程の解明に対する限界が奈辺にあるかを、我が雑慮の跡をたどりながら小考し、今後の展望を定礎したいと願うがゆえである。ただし、筆者の狙いが、相互理解をめぐる論理的な理解不能性と現実的な理解可能性との間隙を、事実を重ねあわせて埋めることにないことは言うまでもない。如何に工夫すればその間隙を理論的に架橋できるのか、そのために必要とされる最小限の理論的前提<sup>(8)</sup>(あるいは先験的所与性)の内容は何であるのか、この点の確定だけに筆者の関心は置かれている。最初に、ガイド関係にある自我と他我とを純粹な形で想定し、その両者にとり相互理解とはいかにすれば獲得されるのかを整理する。次に、現実の社会生活における相互理解の達成信仰がもたらす論理的問題を取りあげ、最後にそれら課題への理論的対処法を考えるという順序で述べてゆくこととする。<sup>(8)</sup>

## 二 相互理解の論理

相互理解の仕組みと機制を単純化する論理図式を得るため、生命有機体であるAとBという行為体<sup>(9)</sup>からのみ構成される局面の出現を特定の視点のもとに想定し、その局面の範囲内に分析を限定する。この局面に特徴的な条件は、互いに出会う以前のAとBは、相手の存在に關し微塵も知らなかったとする制約である。<sup>(10)</sup>従って、そのようなAとBがはじめて遭遇するとき、生命有機体としてAとBの双方が最初に思い浮かべるのは、相手が危険な存在であるか否かを確認すべしという要請にほかならない。<sup>(11)</sup>

かかる局面で、行為体であるAとBがまず最初に判断を迫られるのは、自分と向きあう「物」は生命有機体であるのか、そして自分とおなじ行為体であるや否やを見定めることである。見極めた結果、AもBも人間<sup>(13)</sup>とされることになる場合、その過程では、それぞれの全体験に現れた「物達」と目の前の「物」とが比較され、その「物」は人間と呼ばれる自分と同種の生物に違いないかどうか個々に判断されることになる。ここまでは、同一の物理的空間に位置するAとBにより独立してなされるが、AもBも相手を人間と見なすのであれば、互いに相手を他者なる行為者として認識し、必要に応じ理解を試みることになる。この段階にいたって他者との相互作用が生まれ、社会的空間の形成が始まるのである。ここでは、他者をどのように認識するのか、あるいはどのようにしたら他者を理解できるのか<sup>(14)</sup>、AとBが遭遇した局面のその後の展開を左右する要因となるのである。

さて、AとBが個々に独立して相手を他者と認識する際も、各々が体験の積み重ねから学習し獲得した固有な知識の集成と、目の前の相手を照合することにより、その認識は導き出されている。従って、相互理解をめぐる現実的かつ論理的な問題（現実の論理的説明に伴う困難）は、AとBが個々に独立して行う認識段階から生じていることになるが、それら問題（論理化困難）のすべては、社会的空間の形成共有段階に出現する問題（論理化困

難)のうちにことごとく含まれている。個人の出会いに始まり社会的空間の形成から共有へと進行する段階における相互理解の検討へと、急ぎ論を進めることにする。

まず第一に個人AとBが直接に相手と係わり、相手を対象として理解しようとする場合(ケースI)を検討する。AとBが相手の存在を認識するには、それに先だつて、AとBが自分自身を認識しておく必要がある。認識され理解された自己とどこか区別される限りで、目に映る相手は別の存在として目の前に出現する。<sup>(16)</sup>このようなAとBが、相手を共に他者と認識しその理解を試みるとき、Aの理解の内には、Aが自己(A)<sup>(17)</sup>を理解した内容(Aa)と、自己(a)とは異なる相手としてBを理解した内容(Ab)とが含まれている。Bの理解の内には、Bが自己(B)を理解した内容(Bb)と、自己(b)とは異なる相手としてAを理解した内容(Ba)とが含まれている。AとBが相手について最初に行いうる理解は、自己とは異なる思惟を有する存在として他者を捉えることではない。

かかるAとBの相互理解が確実に成立したと言えるのは、Aの自己理解(Aa)とBが自己(b)とは異なる思惟的存在(対峙する物↓相手↓他者)としてAを理解した内容(Ba)とが完全に一致し、Bの自己理解(Bb)とAが自己(a)とは異なる思惟的存在(対峙する物↓相手↓他者)としてBを理解した内容(Ab)とが完全に一致する場合のみである。しかも、AaとBaとの間の、およびAbとBbとの間の一致は、それぞれの間で、AとBにとって同一の共通なる参照規準で確認される必要がある。<sup>(18)</sup>ここでは、AaとBaおよびAbとBbとの一致を、AとBとともに確認するだけでは不十分である。Aに関するAとBの理解(AaとBa)が一致すると判断したAの根拠とBの根拠が一致しており、同様にBに関するAとBの理解(AbとBb)が一致すると判断したAの根拠とBの根拠が一致していることを、AとBがともに確認しなければならぬ。この交錯する複線の理解に対する二重の確認<sup>(20)</sup>がなされた後、はじめてAとBは完全なる相互理解に到達しえたと言いうるのである。

次に、AとBが他の事象Xと明確に関わる場合（ケースII）、すなわちAとBの相互理解が第三の事象を対象として行われる場合を検討する。AB二者が遭遇して生じる相互理解には、共に何らかの事象に関わることから始まる場合も多いと考えられ（ケースIIからケースIへの移行）、このケースIIはより日常生活の場面に近い相互理解であると考えられる。またこのケースで検討を要する点は、対象Xに関するAの理解（Ax）と対象Xに関するBの理解（Bx）の一致に関する確認だけである。先のケースIでは、考察すべき内容にAの自己理解（Aa）とBの自己理解（Bb）を含めざるを得なかったが、このケースIIにおいては、曖昧さの残る自己理解に直接言及しなくてもよく、単純化された単線の理解として考察できるといふ利点がある<sup>(21)</sup>。それでも、対象Xに関するAとBの理解が相互理解に達したと言えるには、AxとBxとの一致が互いに確認されるだけでなく、AxとBxの一致を判断したAの根拠とBの根拠が一致していなければならぬことは、ケースIの場合と全く同様である。

ところで、理解内容とその理解を推定せしめた根拠に関してまで二重の一致を確認する作業は、AとBに共通なる判断規準が保持されてこそ可能となる作業である。しかしながら、AaとBaとの一致、AbとBbとの一致、AxとBxの一致を確認する、この「共同判断規準<sup>(22)</sup>」を、AとBはいつ手に入れるのであろうか。ここでの局面では、その「共同判断規準」の共通性が、二人の遭遇に先立って、あるいは相互理解が試みられる以前に確保されていると考えることはできない<sup>(23)</sup>。なぜなら、そのような措置は先に記した局面の想定から完全に逸脱してしまうからである。多くにより言い尽くされたことの反復になるが、相互理解がまさに相互理解であることの確認に必要な判断規準は、相互理解のなかで相互理解に基づくことでしか醸成されぬことになり、相互理解が達成されたあと初めて獲得されることになるのである。それゆえ、純粹に論理的に考察するなら、相互理解の相互理解らしさを確認する共通なる基準すなわち「共同判断規準」は、相互理解を続けてゆく限り、永遠に入手できないと言えるのである。

### 三 相互理解の現実

ここまで描いてきた相互理解の論理図式に、我々が実際におこなう相互理解をあてはめると、奇妙な現実が見えてくる。そうした現実を分析するため、論理図式に沿う完璧な相互理解を指示するときには、筋道が合致するとの語義である〈理會<sup>(25)</sup>〉の語を借りた「相互理會」を以下では使用し、日常生活の諸場面でなされている、換言すれば完璧なる相互理解からは遠くに位置するであろう実際の相互理解を意味するときには、〈解<sup>(26)</sup>〉の略字体である〈解<sup>(26)</sup>〉を用いた「相互理解」の語を以下では使用する。また、相互理解の語は双方を含めた包括的な意味で使用することにする<sup>(27)</sup>。

日常的な相互作用において、先の局面ないし論理図式と照応させ、相互理解の可能性に絶えず疑問を抱きつつ、他者と交わる行為者は皆無に近いと思われる。実際には、相互理解の困難さには全く気づかず、疑問を感じるなどなどないままに過ごしているか、まれには誤解されるものの、自分の意図は相手に伝わり、相手の意図も了解できると無意識のうちに仮定しているか、相互理解に対する不安がよぎる時でも、理解し合えると思わぬ限り社会生活は営めない、疑問への原理的探求を閉じているか、これらのいずれかなのである<sup>(28)</sup>。

このように、我々(の大半)は、考えるまでもなく相互理解は可能であると信じ(すなわち純粋に錯覚し)、必要とあらば、互いに理解(ないしは理會)ができたことの確認儀式<sup>(30)</sup>まで用意して相互理解(ないしは相互理會)し得たと自らに言い聞かせ(すなわち錯覚することを納得させ)、その実、相互理解をすることで普段の社会生活を営んでいるのが実情である。しかしながら、厳密に論理を追求する限り、相手を理會することないしは相互に理會することが不可能であるなら、自我と他我の間にコミュニケーション<sup>(32)</sup>の連鎖は成り立たず、持続的な社会的相

相互作用も難しく、結果的に社会そのものの存立も脅かされることになる。他方、多くの社会が存続してきた歴史を眺めるなら、その社会では相互理解がなされてきたからこそ存続して来られたと考えるのが自然である。それゆえ、現に存続してきた社会において、少なくとも相互理解は事実として可能であったと考えざるを得ず、相互理解の可能性は神話として受け入れられてきたと、みなさざるを得ないのである。

ただ、相互理解の論理を構築する際の問題は、ここからすべてが出来る。相互理解は実際に可能であるのか、それとも神話にすぎないのか、この点が論理構築上の困難の源泉となる。なぜなら、先にみた相互理解の論理図式が要請する、自我と他我に共通し同一なる「共同判断規準」の成立と存在を、伝統的に科学的とされる経験的論理を用いて説明することは不可能に等しいからである。すなわち、自我と他我が相互理解するには、(対象一般に関する)意味理解の同定を含めた「共同判断規準」の共通性が事前に確認されている必要があるのに対し、その「共同判断規準」が共通であることを確認しあうには共通の「共同判断規準」なき相互理解が必要とされるという、存在論的問題が潜んでいるからである。それにも拘わらず、社会に住む人々は相互理解の可能性を信じ、相互作用を営々と積み重ねている。論理的指示と歴史的現実とのこうした乖離、換言すれば相互理念と相互理解との間隙こそが、理解理論とコミュニケーション理論を錯綜させてきた源泉なのである。

かかる間隙に関連し、その理論的架橋をめざし、あるいは理論存立の独立性を守るべく、数多くの理論が様々な工夫を重ねてきているが、その到達地点には、純然たる個を探索せんとした現象学の試みを想起すれば十分である。それによれば、どこまで個にさかのぼっても、個は社会と共にあり、その社会はそもその始まりから相互主観的に構成されていることが明らかにされている。<sup>(35)</sup>このように、「共同判断規準」の先験的存在を受けられる解決法は、我々が社会の中で現に行っている相互理解のあり方とも整合することから、強い説得力を有している。だが、「共同判断規準」を先験的に受容することは経験的科学的立場と両立しないことも明らかで



ある。この点をどう考えたらよいのかが、筆者には、態度決定を迫る難題として残されているのである。

#### 四 相互理解の限界

相互理會に不可欠な真に共通する参照規準ないし判断規準に関し、經驗論的な獲得不能性と超越論的な所与性が見せる対立は、これら規準を論理的に追求してゆく限り解消不能である。この有相・無相<sup>(36)</sup>ともいえる様相からの抜け道を本稿内で探るとすれば、その隘路は先の論理図式における相互理解概念の理論的地位を再考することとしか得られない。すなわち、相互理會がなくとも、我々は相互作用を継続し、社会を創り維持し、日常生活を送っているのであり、社会の成立と秩序化を問う理論においても、理論構築の起点に相互理會の完全なる解明を前提とする必要はない。社会は相互理解を通して成立可能なのであるから、相互理解の解明を前提に社会理論を構築すればよい。このように、視角の転換をはかるのである。既述のごとく、社会における実際の相互理解とは、他者を理會し得たと思っている理解にすぎず、各個人が持つ相互理會への錯覚<sup>(37)</sup>にほかならない。この意味での相互理解は純粹に個々の理解の集積としても成立可能であることから、その解明において個人間に要請される先験的な「共同判断規準」を指定する超越論に必ずしも与する必要はない。むしろ、各自の相互理解の間みられる齟齬の極小化に影響を及ぼす諸要因を経験的科學方法論の観点から探求し、理解の外部契機として位置づけることも可能となるのである。

以上を、本稿での論理図式に基づいて説明すると次のようになる。相手の存在すら知らず、互いに独立したAとBが初めて遭遇したと局面通りに想定するなら、AとBは個我同士の関係というよりは、言うなれば「狐我」対「狐我」の関係であり、相互理解可能な相互作用を直ちに開始することはすでに述べてきた所より不可能であ

る。かかる関係は、人間が作りあげた各々の社会の内部にすでに組み込まれている我々の間ではなかなか見いだし得ないが、たとえば地球人と異星人との出会い<sup>(38)</sup>であればほぼ完璧に、地域も文化も言語も社会も異なる地球人同士の出会いであれば多少なりとも、起こりうることであろう。それでは、このような共通参照規準なき出会いから相互理解に至る筋道を、所与たる「共同判断規準」を想定せずに描き出すことはできるのであろうか。無論、相互理解は無理である。しかし、「狐我」対「狐我」の遭遇においても、彼らは互いに接触を続け、互いの所作<sup>(39)</sup>ないし身体動作<sup>(40)</sup>を観察し、相手の行動を各「狐我」なりに一方向的に理解し解釈しうる点こそ着目されるべきである<sup>(41)</sup>。双方向的理解が必須であるコミュニケーションを鍵概念とせず、理解概念に焦点を絞って筆者が分析してきたのも、この点を考えていたからにはほかならない。この接触・観察から導かれる各々の解釈を摺り合わせる別の契機があるなら、そこから理解に基づく共通化の道筋が開かれるはずである。

筆者は、所与的共通基盤としてではなく、多様な諸理解の食い違いを縮小し、離合しあう相互理解の齟齬を極小化するあくまでも経験的な要因として、暴力の作用について示唆したことがある<sup>(42)</sup>。たとえば、目の前の事象に關して自我の理解と他我の理解にずれが生じたとき、その隙間を埋める最終的な要因の一つは、基礎的な身体能力に始まり核エネルギー利用兵器に至る〈物理的な力〉であり、その行使を受ける側からは暴力と理解される力であると思われる。この意味での力は人間の生命を制御する力量が高いことから、多彩な知情意を圧倒する事が可能であり<sup>(43)</sup>、そこから多様な理解を特定の理解のもとに固定することも可能なのである。

このような暴力と権力のとらえ方につき、筆者はニクラス・ルーマンより大きな影響を受けている。システム論に立ち、意味の選択と共有化という視点から社会秩序の成立を理論化することに腐心したルーマンは、システムである社会が複雑性を縮減するために用いるコミュニケーション・メディアの一つとして権力を捉え、権力が最終的に拠り所とするものとして〈物理的な力〉ないし暴力を想定した。けれども、その権力が意味生成の経験

的論理を欠いて使用されるコミュニケーション・メディアに依拠する限り、コミュニケーションを成立さす先験的共通基盤の設定から免れることは、やはり不可能であったと言わざるを得ない。<sup>(44)</sup>これとは異なり、筆者が目指すのは所与的共通基盤が不可欠な相互会合の放棄であり、相互理解に基づく相互作用を可能とする経験的基盤の探索であり、その経験的基盤をもたらず一契機としての〈物理的な力〉ないし暴力への着目である。相互理解の差異の縮小にまず作用するのは暴力であり、暴力によりある程度の集約がなされた後で、暴力に裏打ちされ、さらなる集約手段として社会に登場してくるのが権力なのである。<sup>(45)</sup>

暴力のほか、相互理解の差異を縮小する経験的要因として筆者に思いつくのは、文化が及ぼす作用と人間の生理機構が果たす作用の二つである。後者については、ヒトゲノムの全体が解読され、遺伝子情報と生理機構の働きがすべて関連づけられ、我々の意識のメカニズムも遺伝子レベルで解明されるときには、極めて有力な経験的要因となろうが、そこまでの解明はもう少し先の話である。人間が有する能力と特性については別に触れる予定もあるので、ここでは、文化を集団的理解の産物と規定することにより、文化が理解の差異を二次的に減少させることに短く言及するにとどめたい。

理解という視点からすれば、多数の相互理解が集団内部で一定の範囲に制限されることで成立したのが文化であり、そこから標準的と錯覚され、拘束的と感じられた思惟と行動の様式が文化にほかならない。社会のうちに住む我々はこの集団的錯覚の場に既に位置づけられており、その場の拘束を受けることで各自の理解を場の理解に接合させ、理解の差異を縮小させている。文化が理解の差異の縮小に作用するのは、文化の規範性に依拠するわけだが、その規範性は、特定の場の理解が強制されることで規準的と錯覚されたことに由来している。<sup>(47)</sup>すべての理解は一面的でしかなく、一時的かつ偶然的な〈錯覚にほかならぬ理解〉の集積こそ文化であると確認することが、〈暴力ないし権力〉と〈文化あるいは間主観性〉とを論理的に結びつけることになるのである。

## 五 結び―錯覚の再確認

本稿で述べてきたことを一言でまとめらるなら、相互理解に内在する原理的問題の確認を通して、暴力と権力が社会の形成と秩序設定に対して有する理論的意義を模索したと言うにつきるが、結語に代え、論点の整理確認と共に今後の展望を記しておきたい。

最初に述べたのは、相互理會がなされるには相互理會以前に当事者間に理解の共通基盤たる「共同判断規準」が共有されている必要がある、という論点である。逆の言い方をすると、純粹に孤立した複数個人が初めて遭遇する局面で、彼らが直ちに理會し合あえることを、論理的には説明できないことの再確認である。これが極めて自然な主張であり、今では周知の知的財産であることは、現象学が明らかにした原的存在としての間主觀的世界を想起すれば十分である。

次に述べたのは、大いなる（集团的）錯覚にほかならぬ、經驗的事実としての相互理解の起点に（物理的な力）ないし暴力の作用があり、暴力の収斂作用を一つの契機として相互理解に必要な原初的な共通参照規準が形成されるといふ論点である。この指摘も未だ素描にとどまったが、これが含意として、暴力の作用を受けて原初的な共通参照規準たる場が形成された後に、暴力の作用の多くを肩代わりする形で権力が出現する過程を説明しうる事が提示され、さらに、暴力と権力とのかかる関係性から、相互理解に不可欠な共通参照規準との関連で暴力と権力の社会的意義を位置づけうる事が提示されている。<sup>49</sup>

また、「狐我」対「狐我」から相互理解ないしコミュニケーションの始動が論理的に説明し得ないことの確認は、社会もしくは社会秩序の生成を目指す理論が方法的個人主義を純粹な形ではとり得ないことを示唆してい

る。社会秩序の生成を説明するこれまでの諸理論は、自律して変動する能力を付与されたかに見える道德や規範という文化的要因、あるいは自己言及圧力や所与たる間主観性という根元的世界からもたらされる要因などを用いて説明している。<sup>(50)</sup>だが、それらが経験的科学方法論を満たす説明であるか否かはすこぶる疑わしく、隠れた所与の前提がそれら説明には含まれているとみなすべきである。筆者は、動物としての人間の特性を直視し、現に存在する生来の能力差（特に身体的な力の差）に注目し、<sup>(51)</sup>暴力と権力の社会的役割や意義を解明することで、社会の秩序化過程を明らかにしようと構想しているが、これとても経験的科学方法論の要請に沿う方法論的個人主義を貫徹することは不可能であり、修正を施された方法論的個人主義の立場しか取り得ないことが示唆されたのである。

最後に、今後の展望に触れると、いわば序論である本稿に続き、まず次稿では、間主観性と自己準拠論の検討を通して、逆に人間をどう把握し、個人の特性と能力に何を組み込むかを詳らかにし、筆者の考える修正個人主義の内容を鮮明にする。そして次々稿では、社会秩序の生成維持に関わる暴力と権力の作用を確定することで、従来から主張してきた権力と間主観性との関連性を明らかにし、此岸における権力の正統性を論じうる基盤を確保することが残された課題となる。

(一) 註記は次の方法で記してある。本註のような筆者の断り書きや論文内容に関する場合と、本文あるいは註記のなかで引用し、検討の対象に取りあげ、参考に用いた文献の書名や論文名を明示し、その頁数を明記する場合には、該当箇所に番号を付して表示し、ここに注記した。ただし、当該文献から全体的に大きく示唆を得ている場合や、よく知られた基本的事柄につき言及した場合には、書名ないし論文名だけを記してある。また、すでに学会の共有財産と思われる基礎的事項や、提唱者が明らかで著名な事柄に関しては、周知のことゆえ我が手によらぬのは余りに明白なりとして、註記を省いた場合がある。

- (2) ここでは、自我と他我の間で行われる働きかけあいのすべてを以て、相互作用と捉えておく。
- (3) ここでは、自我と他我が接触し互いに観察しあうことを通して、相手の動機・意図・思考・感情・判断（これらをまとめ仮に思惟と呼ぶ）をいくらかなりとも把握することをもって相互理解とみなしておく。相互理解の成否をどう捉えるかについては順次明らかにされる。
- (4) 橋爪大三郎、『言語派社会学の原理』、洋泉社、三三頁、二〇〇〇年。
- (5) 拙稿、「間主観性についての一考察——権力概念と間主観性概念との接合を求めて・序録——」、『法学研究』（慶應義塾大学）、第六八巻第九号、一九九五年。
- (6) 碧海純一ほか、『科学時代の哲学2』、培風館、二五七―二六一頁、一九六四年。
- (7) 日常生活においてはあまりにも自然であり、社会生活に不可欠な基盤として当然視される事柄でありながら、その機制を経験的に解明するのがきわめて困難であり、人知を越えた現象として科学に君臨するその有様を比喻する意味で、一研究者たる自身の無力さを痛感しつつ用いている。かかる言い方をする筆者の方法論的立場が、経験論的科  
学論に親近感を覚え、個人の行為を経験的に説明することを通して社会そのものも説明されなければならないと考え  
てきたことは明らかである。
- (8) 本稿は、筆者がこだわり続けている、〈権力・暴力〉、〈錯覚〉、〈文化・間主観性〉の三題断を少しばかり先に展  
開させたものであり、ここ数年来思い続けてきたことにつき相互理解を鍵概念として再構想し、書き記した内容とな  
っている。それゆえ、本稿が数多くの文献から示唆を受けていることは断るまでもない。ただ、それら文献のすべて  
を一つ一つ特定してゆくことは無理である。ご容赦いただきたい。
- (9) 後述するように議論を簡略化すれば、行為者と特定して差し支えない。
- (10) 筆者は、方法論的個人主義を基礎に幾つかの前提や条件を加味した視点を採用している。拙稿、「権力概念の理  
論的規定をめざして——〈主意主義〉的視点からの予備的考察——」、『法学研究』（慶應義塾大学）第六一卷第一号、  
一九八八年。
- (11) より強い条件として、二人が出会う以前にはAもBも集団のないし社会的状況を経験したことがなく、文化的な  
いし規範的な拘束を受けたことがないと想定することもできるが、ここではそこまで強くは想定していない。なぜな

ら、その場合には A と B を存在させる要因や環境の多くがほぼ消失することになり、新たな論理的困難が浮上してくるからである。

(12) もちろん、ここには生命有機体であれば生命の安全を最優先するはずだという前提が隠されている。この点に關しても筆者は既に示唆してある。拙稿、「権力概念の理論的規定をめざして——〈主意主義〉的視点からの予備的考察——」、前掲。

(13) 行為体が自らを人間と捉えるか否かについても疑問を呈することはできるが、議論を簡略化するため、このように想定しておく。

(14) ここでは、認識の特殊形態として理解があるという、用語法に従っている。粟田賢三ほか編、『岩波哲学小辞典』、岩波書店、二四六頁、一九七九年。

(15) 自己理解の内容が適切か否かは自己にしか判断することはできないので、自己理解の完成度ないし正確さに關してまで考察を広げる必要はない。自己理解とは畢竟主観的なものでしかなく、自己理解を論理的に扱うとき、あるいは自己論を展開する際には、その点で曖昧さが常に残されていることになる。

(16) 各個人は自然環境との対峙によるだけでも自己を他の「物」と区別することができ、必ずしも他者の存在が自己の認識に不可欠であるわけではない。他者とは全く遭遇することなく自己を認識することは可能であり、A と B が互いにはじめて出会う他者となる場合でも、A と B の自己認識およびその一部としての自己理解はともに成立していると考えて差し支えない。

(17) 認識主体ないし認識対象としては A、B もしくは X と大文字で表記し、理解内容としては a、b もしくは x と小文字で表記した。

(18) 相互理解とは言えぬが、一方が相手に気づき他方が相手に気づかぬままであれば、この確認作業はもちろん必要ない。そのケースでは、あくまでも個人が自由に、言い換えれば好き勝手に、理解すればよいのである。

(19) 共通の「共同判断規準」を用い、同一の結論に到達したとしても、導出過程の論理は異なる。ここで言う根拠とは、各自が理由づけや判断に用いる概念枠組みと論理の組み立て方、およびそこから導かれた結論の同一性であり、思考様式そのものの同一性と言う方が正確である。

- (20) さらに厳密さを期するのであれば、AとBが二重の一致に到達したと説明しうるには、観察者および第三者の視点から見ても、AaとBaが一致し、AbとBbが一致することが確認できなければならない。そして完璧を期するのであれば、観察者および第三者の判断根拠がAとBとの判断根拠と一致することを論拠づける絶対的基準が要請されることになる。言うまでもなく、この議論は言語の階序モデルあるいはメタ言語の理論と係わるものである。本文の論旨は相互理解の論理的不能性を確認することだけにあるので、この議論にここで深入りすることは不要である。R・ヤコブソン著、池上嘉彦ほか訳、『言語とメタ言語』、勁草書房、一九八四年。
- (21) 対象Xに関するAの理解(Ax)とBの理解(Bx)を、Bがどう理解(B(Ax))しAがどう理解(A(Bx))しているかを考慮に入れば、ここでも前述と同様に複線の理解となるが、論理の無限複雑化を招くだけでしかないので、検討から除外してある。
- (22) 共通コードと言い換えてもよい。R・ヤコブソン、『言語とメタ言語』、前掲、一〇一頁。
- (23) Cと対峙しているAが、Dと対峙しているBに向き合うという局面を想定しても、論理は複雑さを増すものの、AとBが使用する「共同判断規準」の共通性が、AとBの相互理解に先立って確認されていることはあり得ない。
- (24) たとえば次がある。山口節郎、『社会と意味——メタ社会学的アプローチ——』、勁草書房、一九八二年。
- (25) 宇野哲人編、『明解漢和辞典 増訂版』、三省堂、八三七頁、一九五七年。
- (26) 宇野、七八頁、前掲。
- (27) 理会・理解・理解の語を単独で用いるときも、本文での区別と同様の意味合いで使い分けることとする。ここで用いたこれら区別は、本稿内容に関する便宜的識別のためだけの表示にすぎず、いたずらに用語を増やすことを意図しているのではない。
- (28) 普段の生活において、自分と相手に共有されているはずの共通参照規準ないし「共同判断規準」の有無やその内容について、我々が気にすることはまずあり得ないと思われる。たとえば、腹を割って話をすれば必ず分り合えるはずとの思いは、意外にも素朴な信仰として我々のうちに存在しているのではなからうか。
- (29) 筆者はすでに、間主観性との関連で錯覚について言及している。拙稿、「権力概念の理論的規定を求めて——〈主意・主義〉的視点からの予備的考察——」、前掲。



- (30) 呪術儀式や交換(贈与)儀式などがすぐに思い出されよう。中野敏男、「法秩序形成の社会学とその批判的潜在力」、『思想』、七六七号、一九八八年。
- (31) M・ナタンソン編、渡部光ほか訳、アルフレッド・シュッツ著作集第1巻、『社会的現実の問題「I」』、マルジュ社、二七、五九一六〇、六四頁、一九八三年。
- (32) 相互理解とコミュニケーションとの関係を、存在論的問題まで考慮しつつ概念的に整理するのは困難であるが、本稿ではコミュニケーションを持続させる前提の一つとして相互理解が必要になると考えている。この点についてはハバーマスの議論が参考となる。J・ハーバーマス著、河上倫逸ほか訳、『コミュニケーション的行為の理論(上)』、未來社、二三、一四三二〇四頁、一九八五年。J・ハーバーマス著、藤沢賢一郎ほか訳、『コミュニケーション的行為の理論(中)』、未來社、八、一九〇一二〇二頁、一九八六年。また、ハバーマスについては次が参考となる。長尾真理、「コミュニケーションの構造と生活世界」、山岸健ほか著、『日常生活とコミュニケーション』、慶應通信、一九八六年。
- (33) どこまでが伝統的な科学論であるかについては、種々の議論のあるところにちがいがいが、筆者は分析哲学における科学哲学の立場を基本としている。J・ホスバース著、斎藤哲郎監修、『分析哲学入門3科学哲学』、法政大学出版社、一六五―一七九、一九三、二一〇、二二六―二二七頁、一九七一年。
- (34) マックス・ウェーバーは社会学の対象を合理的行為に限定することで各個人間の相互理解のずれを極小化して説明しようとし(i)、アルフレッド・シュッツは意味が社会的に構成されている事態を確認することで相互理解に占める既存の共通分母を見出し(ii)、アンソニー・ギデンズは各行為が持つ相互理解可能性の基礎に自明性の含まれた相互知識をおいている(iii)。タルコット・パーソンズは構造機能主義的の社会学系理論において、既定の社会規範を所与的存在と見なして秩序の成立を説明し(iv)、ニクラス・ルーマンは等価機能主義から発する自己言及的ないし自己創出的な社会学系理論のなかで、意味と社会の成立を同時に捉え(v)、ユルゲン・ハバーマスは社会成員のすべてが共有する日常実践知をコミュニケーションの合理性と関連づけている(vi)。マイケル・ポラニーの論理構成は、語ることができぬ知識として暗黙知を措定しており(vii)、エスノメソドロジの調査研究には、社会の最深部に存在して人間の思考と行為を方向付ける背景知を所与の当然とする視点がある(viii)。

- (i) M・ウェーバー著、清水幾太郎訳、『社会学の根本概念』、岩波書店、二二、三一頁、一九七三年。
- (ii) A・シュッツ著、佐藤嘉一訳、『社会的世界の意味構成』、木鐸社、二二九―二三七頁、一九八二年。A・シュッツ著、中野卓監修、桜井厚訳、『現象学的社会学の応用』、御茶の水書房、二二二―二二四頁、一九八〇年。
- 西原和久、『社会学における〈意味〉の問題——M・ウェーバーとA・シュッツを中心に——』、『社会学評論』、一二六号、一九八一年。
- (iii) A・ギデンズ著、松尾精文ほか訳、『社会学の新しい方法規準』、而立書房、一四、一二六、一五二頁、一九八七年。
- (iv) T・パーソンズ著、佐藤勉訳、『社会体系論』、青木書店、一六一―二〇、二〇八―二〇九頁、一九七四年。
- (v) N・ルーマン著、土方昭監修、『システム理論のパラダイム転換』、御茶の水書房、九―一五頁、一九八三年。
- N・ルーマン著、佐藤勉監訳、『社会システム理論(上)』、恒星社厚生閣、九二―九八頁、一九九三年。
- (vi) J・ハーバーマース著、『コミュニケーションの構造と生活世界』、前掲、八一―九、一四―二三頁。
- 長尾真理、『コミュニケーションの構造と生活世界』、前掲、八一―九、一四―二三頁。
- (vii) M・ポラニー著、佐藤敬三訳、『暗黙知の次元』、紀伊國屋書店、一六頁、一九九三年。
- (viii) 山田富秋、『エスノメソドロジの論理枠組みと会話分析』、『社会学評論』、一二五号、七五頁、一九八一年。
- (35) E・フッサール著、船橋弘訳、『デカルト的省察』、細谷恒夫責任編集、『プレントナーノ フッサール』、中央公論社、三一〇、三一五、三二二、三三五頁、一九九三年。
- (36) 中村元ほか編、『岩波仏教辞典』、岩波書店、五八頁、一九八九年。
- (37) 筆者は、権力との関連でも錯覚について言及している。拙稿、『間主観性についての一考察——権力概念と間主観性概念との接合を求めて・序録——』、前掲、六六頁。次も参照されたい。池田清彦著、『科学は錯覚である』(『新装版』、洋泉社、一九九六年)。
- (38) この事例でも、人間同士という前提のもとで考えられている。地球上でも、たとえば深山の古木に宿る木霊との相互作用は、社会的行為の相互理解をという観点からは考察の対象外である。
- (39) M・メルロー・ポンティ著、竹内芳郎ほか訳、『知覚の現象学I』、みすず書房、三〇五頁、一九九三年。

- (40) 全く異質な二人が遭遇したとき、言語を言語で媒介することはできないが、身体動作を経由して媒介することは可能である。黒田亘、『行為と規範』、勁草書房、一七五一—一八〇頁、一九九二年。
- (41) 筆者と視点は全く異なるが、先—自我的な次元としての原受動性の場面において自—他の共在が可能であり、互いに相手を見出しうることの指摘が次にある。斎藤慶典、『自己』と自己ならざるもの、『思想』、岩波書店、七六三号、一九八八年。
- (42) 拙稿、『権力概念と間主観性概念との接合を求めて』、田中宏ほか編、『政治・社会理論のフロンティア』、慶應義塾大学出版会、五二—五四頁、一九九八年。
- (43) H・アーレント著、高野フミ訳、『暴力について』、みすず書房、一二五、一三五頁、一九七三年。杉田敦、『権力』、岩波書店、四六一—四七頁、二〇〇二年。N・ルーマン著、長岡克行訳、『権力』、勁草書房、九—一九四頁、一九八六年。廣松渉・増山眞緒子、『共同主観性の現象学』、世界書院、一九八六年。
- (44) 拙稿、『ニクラス・ルーマンの権力概念について』、『慶應義塾創立二二五年記念論文集』（法学部政治学関係）、慶應義塾大学法学部、二二八—二二九頁、一九八三年。
- (45) 暴力の根源性を認めるからといって、社会秩序を維持する手段として暴力が有効となるわけではない。暴力の持つ破壊性を消去すべく権力が出現するのであり、暴力は秩序維持機制としての権力を陰で支える黒子にすぎない。権力の表面に暴力が出るのが、権力を墮落させ衰退させることになるの言うまでもない。N・ルーマン、『権力』、前掲、九七—一〇〇頁。
- (46) 生理的要因が完全解明された場合、これは一次的要因と見なされると思うが、文化に関してはあくまでも二次的要因である。そのときの、思惟と行動の範囲を制限し差異を縮小させる一次的要因は暴力である。
- (47) 文化を錯覚の集合と捉えることで、文化を自律的ないし固定的に捉えてきた誤りは避けられよう。集団的理解にせよ集団的錯覚にせよ、事象本来の姿に肉薄することは決してできず、逆に制限範囲外の理解や錯覚が虚偽や虚像であるわけでもない。
- (48) ルーマンより示唆を受けていることは先述の通りである。
- (49) ここまで参照規準と判断規準の語を互換的に使用してきたが、前者では準拠枠組の側面が、後者では推論根拠の

側面が強調されている。

(50) 既に言及した、パソンズ、シュッツ、ルーマン、フッサールを思い起こしながら記している。

(51) 高田保馬、『階級考』、聚英閣、四八―五〇頁、一九二五年。同、『勢力論』、有斐閣、二二頁、一九五九年。

参考文献（含引用文献）

- Howard Feather, *Intersubjectivity and Contemporary Social Theory*, Ashgate Publishing Company, 2000.
- William Rasch, *Niklas Luhmann's Modernity*, Stanford University Press, 2000.
- Steven Vaitkus, *How is Society Possible?*, Kluwer Academic Publishers, 1991.
- Anthony Giddens, *Studies in Social and Political Theory*, Basic Books Inc., Publishers, 2000.
- 橋爪大三郎、『言語派社会学の原理』、洋泉社、二〇〇〇年。
- 碧海純一ほか、『科学時代の哲学2』、培風館、一九六四年。
- 中野敏男、『法秩序形成の社会学とその批判的潜在力』、『思想』、七六七号、一九八八年。
- モーリス・ナタンソン編、渡部光ほか訳、『アルフレッド・シュッツ著作集第1巻』、『社会的現実の問題「I」』、マルジュ社、一九八三年。
- ジョン・ホスパーズ著、斎藤哲郎監修、『分析哲学入門3 科学哲学』、法政大学出版社、一九七一年。
- マックス・ヴェーバー著、清水幾太郎訳、『社会学の根本概念』、岩波書店、一九七三年。
- アルフレッド・シュッツ著、佐藤嘉一訳、『社会的世界の意味構成』、木鐸社、一九八二年。
- アルフレッド・シュッツ著、中野卓監修、桜井厚訳、『現象学的社会学の応用』、御茶の水書房、一九八九年。
- 西原和久、『社会学における〈意味〉の問題——M・ウェーバーとA・シュッツを中心に——』、『社会学評論』、一二六号、一九八一年。
- アンソニー・ギデンズ著、松尾精文ほか訳、『社会学の新しい方法規準』、而立書房、一九八七年。
- ニクラス・ルーマン著、土方昭監修、『システム理論のパラダイム転換』、御茶の水書房、一九八三年。
- ニクラス・ルーマン著、佐藤勉監訳、『社会システム理論（上）』、恒星社厚生閣、一九九三年。

長尾真理、「コミュニケーションの構造と生活世界」、山岸健ほか著、『日常生活とコミュニケーション』、慶應通信、一九八六年。

ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸ほか訳、『コミュニケーションの行為の理論(上)』、未来社、一九八五年。

マイケル・ポラニー著、佐藤敬三訳、『暗黙知の次元』、紀伊國屋書店、一九九三年。

山田富秋、「エスノメソドロジーの論理枠組みと会話分析」、『社会学評論』、一二五号、一九八一年。

エドムント・フッサール著、船橋弘訳、『デカルト的省察』、細谷恒夫責任編集、『プレンタノー フッサール』、中央公論社、一九九三年。

池田清彦、『科学は錯覚である』《新装版》、洋泉社、一九九六年。

モリス・メルロー・ポンティイ著、竹内芳郎ほか訳、『知覚の現象学Ⅰ』、みすず書房、一九九三年。

斎藤慶典、「〈自己〉と〈自己ならざるもの〉」、『思想』、岩波書店、七六三号、一九八八年。

ハナ・アレント著、高野フミ訳、『暴力について』、みすず書房、一九七三年。

ニクラス・ルーマン著、長岡克行訳、『権力』、勁草書房、一九八六年。

盛山和夫、『権力——社会科学の理論とモデル3』、東京大学出版会、二〇〇〇年。

黒田亘、『行為と規範』、勁草書房、一九九二年。

杉田敦、『権力』、岩波書店、二〇〇二年。

アンソニー・ギデンズ著、宮島喬ほか訳、『社会理論の現代像』、みすず書房、一九八六年。

廣松渉、『存在と意味』、第二巻、岩波書店、一九九三年。

ローマン・ヤコブソン著、池上嘉彦ほか訳、『言語とメタ言語』、勁草書房、一九八四年。

タルコット・パルソンズ著、佐藤勉訳、『社会体系論』、青木書店、一九七四年。

ユルゲン・ハーバーマス／ニクラス・ルーマン著、佐藤嘉一ほか訳、『批判理論と社会システムの理論——ハーバーマス

スルマン論争——』、木鐸社、一九八七年。

吉田民人、『情報と自己組織性の理論』、東京大学出版会、一九九〇年。

今田高俊、『自己組織性——社会理論の復活——』、創文社、一九八六年。

西原和久、『意味の社会学——現象学的社会学の冒険——』、弘文堂、一九九八年。

コリン・マツギン著、植木哲也ほか訳、『ワイトゲンシュタインの言語論——クリプキに抗して——』、勁草書房、一九〇年。

ユルゲン・ハーバマス著、三島憲一ほか訳、『道徳意識とコミュニケーション行為』、岩波書店、一九九一年。

アルフレッド・J・エア著、神野慧一郎ほか訳、『経験的知識の基礎』、勁草書房、一九九一年。

新田義弘ほか編、『他者の現象学——哲学と精神医学からのアプローチ——』、北斗出版、一九八二年。

イアン・ハッキング著、伊藤邦武訳、『言語はなぜ哲学の問題になるのか』、勁草書房、一九九七年。

鈴木弘監修、嘉目克彦ほか編、『理論社会学の現在』、ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。

神野慧一郎編、『現代哲学のバックボーン』、勁草書房、一九九一年。

今田高俊ほか編著、『複雑系を考える——自己組織性とはなにかII——』、ミネルヴァ書房、二〇〇一年。

高田保馬、『階級考』、聚英閣、一九二五年。

高田保馬、『勢力論』、有斐閣、一九五九年。

山口節郎、『社会と意味——メタ社会的アプローチ——』、勁草書房、一九八二年。

佐藤成基、『秩序問題と再生産論』、『社会学評論』、一六三号、一九九〇年。

拙著、『政治権力研究の理論的課題』、慶應通信、一九九一年。

〔付記〕 本稿は慶應義塾平成十三年度学事振興資金（特別研究費）の助成を受けてなされた研究成果の一部である。記して謝意を表する次第である。本稿末尾でも触れたごとく、特別研究期間における思索を核とする構想は三部構成で順次発表する予定である。本稿はその第一部に位置し、全体構想の序論とする予定である。第二部では間主観性と自己準拠理論の方法論的含意を、第三部では間主観性の形成維持に係わる暴力と権力の作用を精細に検討することを考えている。